

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表百五十八号の項中「福井県吉田郡永平寺町谷口四十八字堂谷四番一まで、同町牧福島四十字上間墨四十一番四から」を削る。

附 則

この政令は、平成二十九年七月八日から施行する。

## 理由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を追加して指定する必要があるからである。